

エコアクション 21 環境活動レポート

第 36 期 2023 年 5 月～2024 年 4 月



株式会社 サトキン

2024 年 9 月 16 日

目次

1. 事業概要	P1
2. 認証・登録範囲及	P2
3. 環境経営方針	P3
4. エコアクション 21 推進組織図	P4
5. 環境目標	P5
6. CO2 排出量の推移	P5
7. 環境活動計画の取組結果と評価	P6
8. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無	P7・8
9. 代表者による全体評価と見直しの結果	P9

1

事業概要

(1) 事業所名及び代表者

株式会社 サトキン

代表取締役社長 大塚 康幸

(2) 会社設立年月日 1988 年 5 月 6 日

(3) 資本金 2,000 万円

(4) 所在地

〒370-2124 群馬県高崎市吉井町塩 309-8

(5) 環境管理責任者及び担当者氏名並びに連絡先

環境管理責任者 橋本 香織 TEL 027-320-3655

エコアクション 21 事務局 橋本 香織 TEL 027-320-3655

(6) 事業内容

一般工業用鑄造金属及び建築用景観美術品鑄造品の製造

(7) 事業規模

活動規模	単位	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
売上高	百万円	642	547	510	582	584	493
従業員数	人	24	28	26	23	28	28
床面積	m ²	1575.77	1575.77	1575.77	1575.77	1575.77	1815.77

2 認証・登録範囲

- (1) 対象事業者名 株式会社 サトキン
- (2) 対象事業活動 製造業(非鉄金属鑄造品の製作)
- (3) 対象事業所 本社

(4) 活動レポートの対象期間及び発行日

対象期間 2023 年 5 月 1 日から 2024 年 4 月 30 日

発行日 2024 年 9 月 16 日

3 環境経営方針

株式会社 サトキンは、地球環境保全が人類共通の最重要課題であることを認識し、当社の事業活動のあらゆる分野で、環境に配慮した行動に努め、住み良い環境の実現とその環境の次世代・次々世代への継承に貢献します。

1. 当社の主力事業である、銅合金・アルミ合金鑄造、その他関連品の事業活動を通じて、環境経営マネジメントシステムを構築し、環境目標・環境活動計画を定め継続的な改善に努めます。
2. 関連する環境の法規制を遵守し、環境汚染の防止や、環境保全の継続的改善を図ります。
3. 事業活動のなかで、特に以下の項目を重点的なテーマとして環境目標を設定し取組、必要があれば目標を見直すなど継続的に改善向上をはかっていきます。
 - ① 電力、燃料使用量削減による、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
 - ② 事業活動から排出される廃棄物量の削減に努めます。
 - ③ 節水活動による水使用量の削減に努めます。
 - ④ 事業活動で使用する化学物質の削減に努めます。
 - ⑤ 事業活動での使用物品・事務用品のグリーン購入に努めます。
 - ⑥ 製造過程で発生する不良品の削減に努めます。
 - ⑦ 製造過程で発生する端材等を再利用します。
4. 環境教育並びに朝礼等を通じて全社員にこの環境方針を周知します。

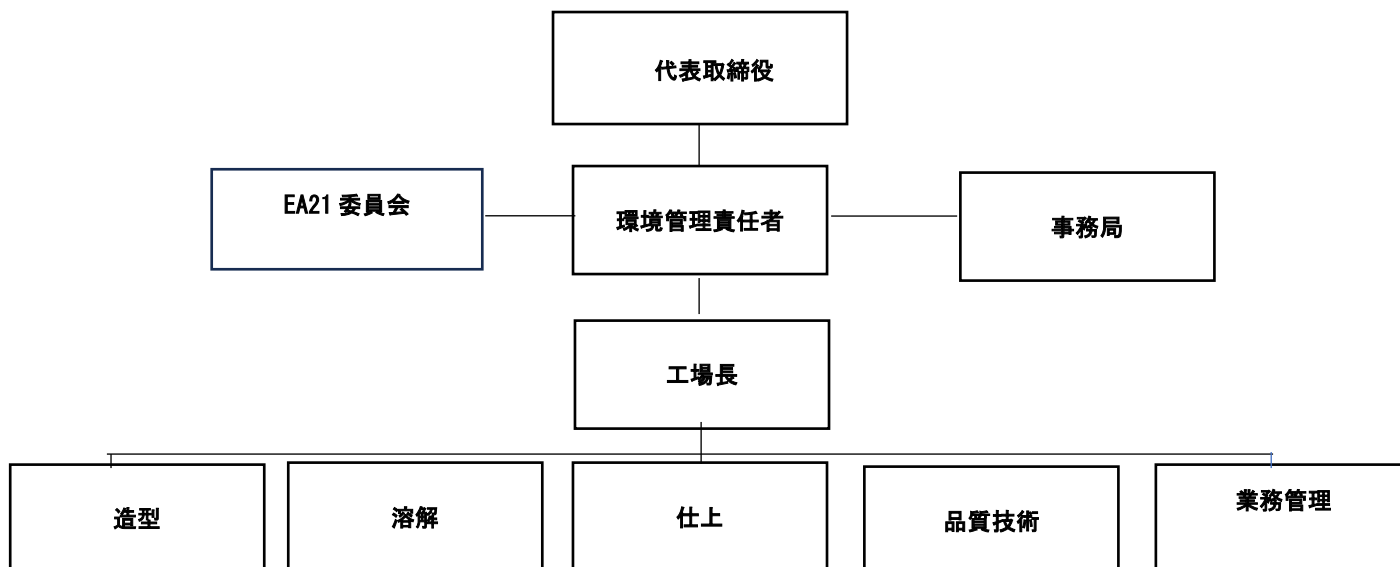
この環境方針は、全社員に周知徹底するとともに、一般に公表します。

2010年7月14日

株式会社サトキン

代表取締役社長 大塚 康幸

4 EA21 推進体制



職名	役割
代表者	①環境管理責任者をはじめ、必要な責任者を任命する。該当責任者には、現在の責務に関わりなく、兼任で責任と権限を明示する。 ②エコアクション 21 の構築・運用・維持に必要な経営書資源（人材・資源・機器設備・技術技能を含む）を準備する。 ③環境方針を制定する。 ④エコアクション 21 の構築・運用に必要な情報を収集し、環境方針・環境目標をはじめ、システム全体の見直しを行い、必要に応じ改訂を指示する。 ⑤環境目標・環境活動計画及び環境活動レポートの承認をする。
環境管理責任者	①EA21 の要求事項に適合したシステムを構築し、実施し、かつ維持されることを確実にすること。 ②社長による見直しのための情報として、その構築・実施に関する情報を社長に提供する。 ③利害関係者からの苦情・要望等の処理と連絡。 ④環境への負荷及び取り組みへの自己チェックの実施。 ⑤環境目標及び環境活動計画の算定。 ⑥環境活動レポート、環境経営マニュアルの作成。
事務局	①事務局として、環境経営システムに関する実務全般を所管する。 ②環境関連法規等の取りまとめ及び遵守状況の確認。 ③教育・訓練計画の算定と実施（緊急時対応訓練、テスト含む） ④環境文書及び記録の作成と管理。
工場長	①自己の管理範囲における実施責任者として、全員参加による環境経営システムの実施及び管理に責務を負い、部門内の必要な人材育成、パフォーマンスの向上を図る。 ②環境目標及び実施項目に対する問題点の予防処置、是正処置を実施する。
EA21 委員会	①最高責任者・環境管理責任者・事務局・各部門責任者で構成し、委員長は、社長（最高責任者）とする。 ②環境経営システムに関する経営資源の合理的・効果的な実施を図り、目的を達成する為に、1 回/3 カ月招集して開催する。 また、必要に応じて委員を招集し臨時に開催することもある。 ③この委員会は、環境目標及び環境活動計画の結果確認と EA21 に関する審議を行う。

5 環境目標

購入電力の排出係数 : 0.532 (kg-CO₂/kwh) で固定
基準年 2022 年 5 月から 2023 年 4 月

項目	単位	基準	目標	実績	目標	目標
		2022 年	2023 年	2023 年	2024 年	2025 年
二酸化炭素排出量削減	kg-CO ₂	408,235	404,153	400,313○	396,310	392,347
電気使用量削減	k w h	385,997	384,137	421,041×	416,831	412,662
燃料使用量削減	L	13,295	13,162	12,149○	12,028	11,908
液化石油ガス使用量削減	Kg	56,644	56,078	56,419×	55,855	55,296
廃棄物量削減	Kg	2,000	1,980	1,780○	1,762	1,744
水資源使用料削減	m ³	310.5	312	353×	349	346
化学物質削減(メタノール)	Kg	1,950	1,931	1,950×	1,931	1,911

* 各項目、前年実績より 1 パーセントずつ下げていく事を目標とします。

* 2023 年より熱処理工場が稼働した為、電気の目標を 2,000 k w h、水資源の目標を 5 m³多く設定。

6 CO2 排出量の推移

過去 3 年間分

	2021 年 5 月～2022 年 4 月	2022 年 5 月～2023 年 4 月	2023 年 5 月～2024 年 4 月
電力	187,486	205,350	171,785
ガソリン	9,869	9,847	8,352
軽油	16,057	16,329	11,993
灯油	11,061	6,777	9,715
液化石油ガス (LPG)	202,131	169,932	146,259
合計	426,603	408,235	348,104

CO2 排出量 (kg-CO₂)

2023 年 5 月～2024 年 4 月の排出係数は東京電力 0.408

7 環境活動計画の取組結果と評価

7-1 環境活動計画

1. 電力使用量の削減
 - 照明・パソコン不要時電源 OFF を推進
 - 冷房温度の適正化 (暖房 20℃、冷房 28℃)
 - 節電表示
 - 昼休み・休憩時間の消灯
2. 燃料使用量の削減
 - アイドリングストップの徹底
 - 効率の良い配車スケジュールの検討、実施
 - 燃料使用量と走行距離の記録
3. 液化石油ガス使用量削減
 - 給湯使用温度を上げすぎない
 - 不要時電源 OFF を推進
4. 廃棄物量削減
 - 分別の実施
 - 両面コピー・裏紙利用の徹底
 - 分類別に再生利用ルートの改善
5. 水資源使用量削減
 - 節水コマの取付
 - 節水表示
 - トイレの節水
6. 化学物質削減
 - 集合管理の徹底・記録
 - 使用基準量の設定

* 次年度の取組内容については、今年度の実施項目を継続していきます。

8 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

8-1 当社に適用になる主な環境関連法規

No.	環境関連法規制等の名称	遵守事項(事業者の責任・役割)	適用範囲
1	・騒音規制法 ・群馬県の生活環境を保全する条例	・特定施設の届出(法 6. 8. 10) ・規制基準の順守義務(法 5) ・新設・変更の工事開始 30 日前(氏名又は名称、代表者・所在地・種類・防止方法等) ・規制基準遵守・本社工場 第 2 種区域 55 デシベル ・空気圧縮機(原動機の定格出力 7.5kw 以上)	事業活動全体
2	・振動規制法 ・群馬県の生活環境を保全する条例	・特定施設の届出(法 6. 8. 10) ・規制基準の順守義務(法 5) ・新設・変更の工事開始 30 日前(氏名又は名称、代表者・所在地・種類・防止方法等) ・規制基準遵守・本社工場 第 2 種区域 55 デシベル ・空気圧縮機(原動機の定格出力 7.5kw 以上)	事業活動全体
3	・廃棄物処理法	・産業廃棄物の適正な保管、委託処理 ・保管基準(排出防止、掲示板等) ・外部委託処理の書面契約(運搬・処理) ・産業廃棄物管理票交付状況報告書	事業活動全体
4	・浄化槽法	・届出・変更・廃止及び規制基準 1 回/年点検(委託)	水洗トイレ
5	・化学物質排出把握管理促進法	有害または有害の恐れのある化学部室の適正管理 ・第一種指定化学物質(462 物質、1t/年以上)の取扱い届出(法 2②令 1) ・化学物質等安全データシート(SDS)の入手/提供(法 14①)	
6	・フロン排出抑制法	3 カ月毎に簡易点検を行い、点検記録簿を作成	事務所・食堂
7	・大気汚染防止法	・ばい煙の排出規制 施設設置届出 ・ばい煙の測定義務(濃度を測定・記録)	事業活動全体

8-2 環境関連法規への違反、訴訟との有無

2024 年 8 月 19 日の環境関連法規遵守状況の確認において、環境関連法規への違反はありません。

尚、関係当局よりの違反等の指摘は、過去 3 年間ありません。

年間目標を提示し、毎月の結果を確認して、未達成の原因分析により、必要な是正処置を実施します。

具体的には担当者による管理報告書を提出するようにし、
常に見直しを図っていきます。

また、不要な物が抛出しない様に、購入前の検討を全員で管理していきます。

2024年9月16日

株式会社サトキン

代表取締役社長 大塚康幸